

行政文書開示決定通知書

様

厚生労働大臣 加藤 勝信



令和4年10月23日付け（10月23日受付）の行政文書の開示請求（開電第985号の2）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。
※補正期間は令和4年10月29日から12月9日までの42日間

記

1 開示する行政文書の名称

徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）別冊（労働保険料等の換価の猶予取扱要領）

2 不開示とした部分とその理由

	不開示部分	不開示理由
1	滞納処分の手法及び管理に係る記載、換価の猶予の申請にかかる不許可理由等行政の意見に係る記載	厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、労働保険の徴収等の業務において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第6号柱書き及び同号イに規定する不開示情報に該当するため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(※行政文書の開示を受ける場合、下表から希望する開示の実施の方法を、下記3(2)記載日時から都合の良い日時を選択の上、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、開示実施方法等の申出を行う必要があります。写しの送付を希望される場合は、下記3(3)記載郵送料に相当する郵便切手も送付ください。また、同封(又は裏面)の説明事項もお読みください。)

行政文書の種類・数量等				
1. 用紙				
A 4判 71枚 (141 頁うちカラー 4 頁)				
内訳 (1) 71枚 (141 頁うちカラー 4 頁)				
開示の実施の方法	算定基準 (法施行令別表 第1参照)	行政文書全体について 開示の実施を受けた 場合の基本額		開示実施手数料 (基本額 - 開示請求 手数料 200円)
行政文書が用紙の場合				
① 閲覧	100枚までごとにつき100円	200	円	0円
② 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,410	円	1,210円
③ 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	1,450	円	1,250円
④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,510	円	1,310円
⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,530	円	1,330円
⑥ スキャナにより電子化しオンラインで交付 (PDFファイル)	文書1枚につき10円	-	円	-円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和5年1月4日から令和5年2月27日までの期間のうち、「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後以降の日(土、日その他の行政機関の休日を除く。)の10:00~17:00 (12:00~13:00を除く。)

場所：厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室
東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：令和5年1月4日以降であって「行政文書の開示の実施方法等申出書」の提出された日から1週間後までに実施予定

郵送料(見込額)： [用紙] 定形外

500 gまで 390 円

[CD-R, DVD-R] 定形外

100 gまで 140 円

4 担当課等

厚生労働省 労働基準局労働保険徴収課

TEL : 03-5253-1111 (内線 5157)

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から「e-Gov 電子申請システム」へアクセスし、開示の実施方法の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100枚ある文書について冒頭の10枚のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10枚は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「担当課等」まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、オンラインで納付を行う開示実施手数料に加えて、郵送料を別途郵送(郵便切手)もしくは実施手数料とともにオンラインで納付していただく必要があります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が200円までは無料、200円を超える場合は当該額から200円を差し引いた額となります。

(例：いずれも片面印刷の場合)

①150枚ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

②150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1頁につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,300円

③150頁ある行政文書をスキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付を受ける場合：

CD-R1枚につき100円に、1頁につき10円 → 基本額1,600円 → 手数料は1,400円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、申出書が受け付けられた後にオンラインによる納付についての案内がされます。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 オンラインによらず申出を行う場合

下記URLの標準様式第12号「行政文書の開示の実施方法等申出書」をご利用ください。

なお、セキュリティの設定等の影響により、オンラインでの手続きが途中で進まない場合についても、こちらの様式を使用して、開示実施手数料(収入印紙で)と郵送料(郵便切手で)を添えて郵送により提出してください。

<https://www.mhlw.go.jp/jouhou/koukai05/index.html>

※開示の実施の方法、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、御不明な点等がございましたら、

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 Tel:03-5253-1111(内線7129)までお問合せください。